

(国公立)奨学のための給付金 対象者及び支給金額等確認シート

1. 申請年度の7月1日時点で、学校に在籍しており、“高等学校等就学支援金”、“学び直し支援金”、又は“専攻科修学支援金”的支給対象である生徒ですか。

はい

いいえ

2. 申請年度の7月1日時点で、生活保護(生業扶助)を受給している世帯ですか。

はい
ケース①
へ

いいえ

3. 保護者等全員が、申請年度の“道府県民税所得割額”及び“市町村民税所得割額”が非課税である世帯ですか。

いいえ

4. 世帯に、扶養されている通信制の高等学校等または高等学校等専攻科に在籍する生徒がいますか。

はい
ケース②
へ

いいえ

5. 高校生等(本人及び高校に在学する兄弟姉妹)の他に15歳(中学生を除く)以上23歳未満で扶養されている兄弟姉妹がいますか。(特別支援学校高等部に通う兄弟姉妹も含む)

はい
ケース③
へ

はい
ケース⑥
へ

いいえ
ケース⑦
へ

7. 家計急変により、収入見込額が非課税相当となった世帯ですか。(家計急変…保護者の失職等により収入が激減し、生徒の就学に要する経費を支出することが困難になった状態)

はい

いいえ

8. 申請年度の7月2日以降に、生活保護(生業扶助)の受給を開始した世帯ですか。

はい
ケース⑥
へ

いいえ
ケース⑦
へ

ケース①…「生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯」です。32,300円が支給対象となります。

ケース②…通信制の高等学校等または高等学校等専攻科(専攻科)の生徒には、50,500円が支給され、通信制の高等学校等または高等学校等専攻科(専攻科)以外の高等学校等の生徒もいる場合、その生徒には143,700円が支給されます。

ケース③…「非課税世帯第2子単価の世帯」です。143,700円が支給されます。

ケース④…高校生等のうち、1人目は122,100円が支給されます。2人目以降は143,700円が支給されます。

ケース⑤…「非課税世帯第1子単価の世帯」です。122,100円が支給されます。

ケース⑥…奨学のための給付金及び家計急変世帯向け給付金の支給対象ではありません。

ケース⑦…「家計急変世帯」です。家計急変の状況が確認できる書類を提出いただき、非課税相当と認められれば給付金の支給対象となります。支給額は、家計急変の時期や生徒の兄弟姉妹の有無などによって異なります。

※早期給付により一部の給付を受けた場合は、年額から早期給付額を控除した残額が受給額となります。
(※ 年額を超えた支給はない)

※裏面もご確認ください

○提出書類について

表面のケースに応じ、必要書類が異なります。該当するケースを確認の上、必要書類を提出してください。
また、奨学のための給付金の支給対象でない場合は、提出する書類はありません。

ケース①(提出書類):生活保護受給世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・令和6年7月1日現在、生活保護（生業扶助の高等学校等就学費）を受給していることが確認できる書類
- ・令和6年7月1日現在の在学証明書

ケース②(提出書類):生徒が通信制又は専攻科に在籍する場合

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
 - ・口座振替依頼書
 - ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
 - ・全保護者等（専攻科は生計維持者）の「令和6年度(非)課税証明書」
または「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」
 - ・令和6年7月1日現在の在学証明書
 - ・個人対象要件証明書（専攻科在籍の生徒のみ）
- 【生徒以外に15歳以上23歳未満に扶養している兄弟姉妹がいる場合は上記書類のほか次の書類が必要です】
- ・扶養誓約書

ケース③(提出書類):非課税世帯(第2子以降単価)

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等（専攻科は生計維持者）の「令和6年度(非)課税証明書」
または「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」
- ・扶養誓約書【対象生徒以外に15歳以上23歳未満に扶養している兄弟姉妹】
- ・令和6年7月1日現在の在学証明書

ケース④(提出書類):対象生徒本人以外に高校生等を扶養している世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等（専攻科は生計維持者）の「令和6年度(非)課税証明書」
または「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」
- ・扶養誓約書【対象生徒以外に15歳以上23歳未満に扶養している兄弟姉妹がいる場合】
※高校生等が複数いる場合、各生徒分の申請書を提出する必要があります。
- ・令和6年7月1日現在の在学証明書

ケース⑤(提出書類):非課税世帯(第1子単価)

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等（専攻科は生計維持者）の「令和6年度(非)課税証明書」
または「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」
- ・令和6年7月1日現在の在学証明書

ケース⑥で必要な書類 → 提出する書類はありません

ケース⑦で必要な書類

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金（家計急変）受給申請書
 - ・口座振替依頼書
 - ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
 - ・扶養誓約書【対象生徒以外に15歳以上23歳未満に扶養している兄弟姉妹がいる場合】
 - ・令和6年7月1日現在の在学証明書
-
- ・奨学給付金に係る家計急変状況申出書
 - ・家計急変の発生事由を証明する書類
例…離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通告書など
 - ・家計急変前及び家計急変後の収入が確認できる書類
例…（非）課税証明書、会社の給与支払見込証明書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など
 - ・保護者等の扶養親族の人数、年齢を確認するための書類
例…扶養親族分の健康保険証の写しなど
- ※このほか、収入状況確認のため必要な書類を追加で提出いただく場合があります。

○注意事項1

奨学のための給付金は、高校生等1人につき、各年度1回（全日制は通算3回、定時制・通信制は通算4回）が支給回数上限となります。ただし、学び直し支援金の受給資格者の場合、全日制は追加で1回、定時制・通信制は追加で最大2回支給できます。また、専攻科の生徒の場合、支給回数上限は通算2回となります。